

(事業主の方へ)

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い 各種助成金の申請先が変わりました!

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い、これまで
機構の千葉センターで取り扱っていた以下の助成金
の相談・申請窓口が、平成23年10月1日から、
千葉労働局に変更となりました。

対象となる助成金

(1)中小企業労働力確保法関係助成金

中小企業人材確保推進事業助成金()
中小企業基盤人材確保助成金()
中小企業人材能力発揮奨励金()
中小企業職業相談委託助成金()

(3)キャリア形成促進助成金

訓練等支援給付金
中小企業雇用創出等能力開発助成金()
職業能力評価推進給付金
地域雇用開発能力開発助成金

(2)建設労働者雇用改善法関係助成金

建設雇用改善推進助成金
建設教育訓練助成金

中小企業労働力確保法に基づく「改善計画」は、平成23年10月1日以降も引き続き、千葉県の担当
窓口にて提出してください。助成金の実施計画認定申請・支給申請等の提出先が、平成23年10月1日
から千葉労働局に変更となりました。

(注) (1)-、(1)-及び(3)-、(3)-はすでに廃止された助成金で、経過措置分となります。

(平成23年10月1日からの相談・申請先)

千葉労働局職業安定部職業対策課事業所給付係

〒260-8612

千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎4階

TEL 043-221-4393 FAX 043-202-5141



厚生労働省・千葉労働局・ハローワーク

